

# 老人医療費助成のご案内

## 認定要件

新潟市では、老人の保健及び福祉の向上を図るため、一定の要件を満たす 65 歳以上 70 歳未満の方に医療費の助成を行なっています。

## 認定要件

- 65 歳以上 70 歳未満、前年の所得が 125 万円以下で下記のいずれかの要件を満たす方
- 常時ひとり暮らしの状態（※）
  - 3か月以上寝たきりで、日常生活における基本的な動作に他者の介助を必要とする状態

※常時ひとり暮らしの状態とは、定期的に看護との交渉がある方（別居でも看護から料金的援助を受け取らなければ看護とはなりません）

- ※同居の方が
- ① 18 歳未満の義務教育終了前の児童・高等学校に就学する生徒のみ
  - ② 重度心身障がい者医療費助成（県障）の受給者のみ
  - ③ 障がい者（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有する）で前年中の合計所得が 125 万円以下の方のみ
  - ④ 長期入院中で退院の見込みがない等特別な事情がある
  - ⑤ ①～④の複合
  - の場合はひとり暮らしと見なします。

認定要件の詳細につきましては、問い合わせ先にお尋ねください

## 申請手続

認定要件を満たす方は市の窓口で申請してください。

### 《申請に必要なもの》

健康保険証



### 《申請場所》

各区役所 区民生活課給付係（南区は保険年金係）

各出張所・連絡所 老人医療費助成担当係

- 窓口に申請書があります。親族の情報（氏名・住所・年齢・連絡先）も記載していただいく必要がありますので、あらかじめお確かめになってからお越しください。
- 申請後、住所地の区役所で調査及び審査を行います。結果によっては認定されない場合もありますので、ご了承ください。
- 認定の場合、申請月の初日から助成開始となります。70 歳になるまで、毎年 6 月下旬頃に資格更新の手続きが必要となります。

裏面もご覧ください

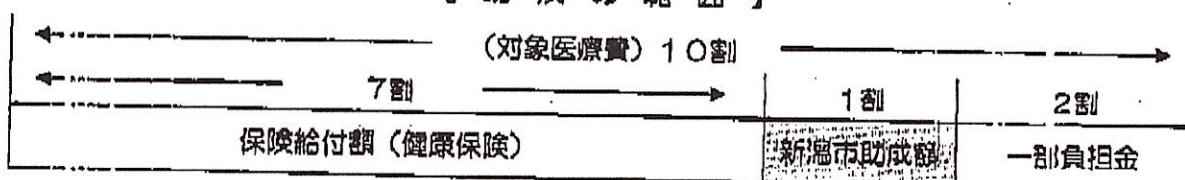
医療機関窓口での負担が、3割負担から2割負担（一部負担金）になります。

医療機関窓口では、一部負担金（※）のみお支払いください。差額の1割は新潟市が助成します。

※保険適用分のみ対象です。

※一部負担金は有効期間内においても変更となる場合があります。

### 【助成の範囲】



また、1か月に医療機関に支払った一部負担金の合計が、下記の自己負担限度額を超えた場合は、申請により超過額が払い戻されます。

		自己負担限度額(月額)		
		外来	外来・入院	
所得者 (税非課税者)	I	18,000円	57,600円	
	II	8,000円	24,600円	世帯の全員が住民税非課税である人。
(住民税課税者) (所得者)	I	8,000円	16,000円	世帯の全員が住民税非課税で、各種収入から必要経費・控除を控除した各所得が0円となる人。 (ただし、公的年金にかかる所得税については控除額を80万円として計算)
	II			

一部負担金は病院・診療所・歯科・調剤の区別なく合算できます。

ただし、限度額の差額部分が他の保険の負担が並ぶ費用は合算できません。

【問い合わせ】～～住所地の各区役所 または 市役所保険年金課へ～～

北区役所	区民生活課 給付担当	☎(025) 387-1275
東区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 250-2265
中央区役所	窓口サービス課 給付係	☎(025) 223-7149
江南区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 382-4235
秋葉区役所	区民生活課 給付担当	☎(025) 25-5676
南区役所	区民生活課 保険年金係	☎(025) 372-6135
西区役所	区民生活課 給付係	☎(025) 264-7243
西蒲区役所	区民生活課 保険年金係	☎(0256) 72-8336
新潟市役所	保険年金課 高齢者医療係	☎(025) 226-1081